

那須塩原市子ども・子育て未来プラン 令和元年度実施状況一覧

1 子育てを地域で支える意識づくり

(1)教育・保育サービスの充実

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|----------------------------|---|---|--------|--|--|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 1 | 通常保育事業 | 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの体制を整備しています。 | 保育サービスの充実のため第三者評価受審の推進 | 保育課 | 継続実施 (保育サービス第三者評価の導入による保育サービスの充実) | 令和元年度 実施3園(さきたま保育園、永田保育園)、三島保育園 | A | アクションプログラムに基づき、計画どおり実施した(4年に1度の実施)。 | 引き続き第三者評価受審を推進し、保育サービスの充実を図る。 |
| 2 | 延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業①】 | 保護者の就業などの理由で、通常の保育時間を超えて保育する事業です。 | 通常の保育利用時間以外においても保育サービスを実施 | 保育課 | 施設数 22か所 利用実人数 451人 | 施設数 22か所 利用実人数 542人 | A | 主に午後6時30分以降の保育ニーズに対応できた。 | 多様化する保育ニーズを踏まえた実施施設の確保する。 |
| 3 | 休日保育事業 | 保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。 | 休日保育の実施 | 保育課 | 継続実施 (公立保育園の民営化等で、民間活力による実施箇所数の増設を推進) | 施設数 3か所 利用実人数 1,234人 | A | 保育ニーズに対応できた。 | 利用人数等によりニーズの動向を把握する。 |
| 4 | 夜間保育事業 | 保護者の就労等で、夜間(おおよそ午後10時まで)に保育が必要な場合に保育を行う事業です。 | 未実施 | 保育課 | ニーズの動向を見極め、他の事業との連携検討 | 未実施 | D | - | ニーズの動向を見極め、他事業との連携を検討する。 ※実施が難しいため第1期をもって終了。 |
| 5 | 乳児保育事業 | 平成25年度は、乳児保育事業を実施している保育園は22か所あり、利用している0歳児は83人で、0歳児全体の3.8%です。 | 乳児保育事業実施 | 保育課 | 継続実施 (さらなる充実を図る) | 保育園 23か所 認定こども園 8か所 小規模保育事業所 8か所 | A | 0歳児から保育サービスを利用する家庭が増加しているため、0歳児クラスからの保育を実施している。 | 申込み数は増加しており、併せて入園待ち児童数も増加している。 |
| 6 | 障害児保育事業 | 身体障害や発達の遅れがある児童の保育については、子育て相談センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。 | 発達に課題を抱える児童に対し、その支援を行う保育士を加配する。 | 保育課 | 全保育園で実施 | 発達支援保育審査会を①7/8②2/17に実施。 ※第1回(21名新規加配)。第2回(33名新規加配)。 | A | 保育現場での状況に耳を傾け、必要に応じた保育士を加配することが出来た。 | 審査会以外にも、早急な対応が必要な場合、委員への持ち回り決裁により加配に向け、柔軟に取り組むことができたが、どこまで柔軟に取り組むか。また、加配に対する保育士の確保も課題の一つ。 |
| 7 | 病児・病後児保育事業【地域子ども・子育て支援事業②】 | 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 | 病後児保育の実施 | 保育課 | 施設数 4か所 利用延人数 634人 | 施設数 3か所 利用延人数 382人 | B | 病児保育 1施設(1減) 病後児保育 2施設(1増) 前年度より利用人数は増加している。 | ・事業の周知 ・利用ニーズに応じた実施施設の検討 |
| 8 | 待機児童解消事業 | 保育園整備計画に基づく施策(私立幼稚園の認定こども園への移行促進等)を推進し、待機児童の解消を図ります。 | ・私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ・既存保育園の整備(定員増) ・認可外保育施設の小規模保育事業への移行促進 | 子育て支援課 | 待機児童(入園待ち児童)の解消 | 保育園等の保育利用定員 3,248人 (R2.4.1現在) ※前年度比50人増 | B | 利用定員は増加したが、待機児童解消には至らなかった。 | 少子化の進行に考慮し、教育・保育施設の整備や各種施策に取り組む必要がある。 |

(2)地域における子育て支援サービスの充実

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|-----------------------------------|--|---|-----------------------|------------------------------------|---|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 9 | 利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業③】 | 子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 | ・子育てコンシェルジュ(基本型)の配置 ・保育コンシェルジュ(特定型)の配置 ・子育て包括支援センター(母子保健型)の設置 | 子育て支援課 | 実施箇所 4か所 | 実施箇所 4か所 | A | 目標のとおり、子育てコンシェルジュ1か所、保育コンシェルジュ1か所で実施することができた。 | 利用者支援事業の周知や、コンシェルジュからの積極的な情報発信により、事業の充実を図る。 |
| | | | | 健康増進課 | | | A | 黒磯保健センター、西那須野保健センターで実施。 ・妊娠後期相談 704件 ・ファーストブック事業 718件 | |
| 10 | 地域子育て支援拠点事業【地域子ども・子育て支援事業④】 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 | 子育てサロンの実施 | 保育課 | 施設数 31か所 利用延人数 38,436人 | 施設数 27か所 利用延人数 28,478人 | C | 全施設において、利用人数が減少している。 | 市全体のサロンの実施状況を踏まえ、使用者が少ない施設のニーズ等を把握する。 多様な子育て家庭へのニーズに応じた支援を充実させ、地域における子育て支援の強化を図っていく。 |
| | | | | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | | | B | サロンを開催することによって、親同士の交流を深め、子育てに関する相談に応じたり、子育ての孤立化を防止することができた。実施施設の削減、開催回数の削減や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う開催休止等が利用人数減少の要因になっている。 | |
| 11 | ファミリー・サポート・センター事業【地域子ども・子育て支援事業⑤】 | 子育ての手助けをしてほしい人と、子育ての援助ができる人との相互援助活動により子育てを支援する事業で、子どもの健全な成長を地域で応援していくものです。 | ・サポート会員による子どもの預かり、送迎 ・サポート会員の養成 | 保育課 | 利用延人数 ・未就学児 1,012人 ・就学児 854件 | 会員数 390人 ・利用会員 261人 ・サポート会員 97人 ・両方会員 32人 利用件数 1,551件 ・未就学児 795人 ・就学時 756人 | A | サポート件数も昨年度に比べ増加し、安定した活動が実施できた。 | 広報等へ掲載するなどして周知に力を入れていきたい。 |
| 12 | 放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業⑥】 | 昼間、家庭に保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。 | ・児童クラブの運営、支援 ・児童クラブの整備 | 保育課 | 施設数 43か所 利用者数 1,876人 | 施設数 42か所 利用者数 1,871人 | A | 公設24クラブ、民設20クラブに対して運営支援を行った。児童クラブの整備事業としては、建替も含め4クラブを整備した。 | 今後の児童数減少を見据えた適切な整備を推進していく必要がある。 |
| 13 | 地域学校協働本部(放課後子供教室推進事業) | 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんな育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がりを強化し、地域の活性化を図ります。 | 地域学校協働本部の設立 | 生涯学習課 | H28年度から段階的に実施 | 次の市内6つの中学校区に地域学校協働本部が立ち上がり、各中学校区で、地域と学校の代表者等が未来を担う子どもの育成等について意見交換等を行った。 ・西那須野中学校区、黒磯北中学校区、塩原小中学校区、三島中学校区、日新中学校区、東那須野中学校区 | A | スケジュール通りに地域学校協働本部が立ち上がり、学校から児童生徒が地域イベントに参加する取組が増えた。 | 次のスケジュールで本部を立ち上げる予定となっているため、地域及び学校との十分な調整を図り、本部を立ち上げる。 ・令和2年度:黒磯中学校区、厚崎中学校区 ・令和3年度:高林中学校区、箒根中学校区 |

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---------------------------|---|--|---|---|--|
| 14 | 子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業⑦】 | 子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。 | ・NPO法人等に委託し、ショートステイを実施 ・実施委託先の増 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 施設数 2か所 利用延人数 70人 | 実施箇所数 3か所 利用延人数 65人 利用延日数 132日 | A | 早期夜間や宿泊も可能な事業として、緊急時に利用できることが支援となっている。また、育児不安や育児疲れ等の保護者に対する支援にもなっている。 | 今後も継続し、事業の充実を図っていく。 |
| 15 | 一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業⑧】 | 子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、幼稚園その他の場所において一時的に預かります。 | 幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育 | 保育課 | 施設数 10か所 利用延人数 39,510人 | 施設数 9か所 利用延人数 21,576人 | C | 幼稚園児及び1号認定児数が減少したことにより、幼稚園等での預かりの人数が減少したが、利用ニーズには対応できた。 | 地域ごとの利用ニーズを踏まえ、実施施設を検討する。 |
| | | | ・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育 | | 施設数 13か所 利用延べ人数 2,681人 | ・保育園 施設数 8か所 利用延人数 2,739人 ・幼稚園等(在園児以外) 施設数 3か所 利用延人数 206人 | C | 幼稚園児及び1号認定児数が減少したことにより、幼稚園等での預かりの人数が減少したが、利用ニーズには対応できた。 | 地域ごとの利用ニーズを踏まえ、実施施設を検討する。 |
| 16 | 実費徴収に係る補給給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業⑨】 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 | 左記内容を実施 | 保育課 | 利用実人数 ・給食費 5人 ・給食費以外 15人 | 0件 | C | 制度改正により、未移行幼稚園における低所得者への副食費の減免を行った。 | ・制度改正への対応 ・対象者への制度周知 |
| 17 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【地域子ども・子育て支援事業⑩】 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。 | 左記内容を実施 | 子育て支援課 | ①新規参入施設等への巡回支援事業 施設数 7か所 ②認定こども園特別支援教育・保育経費 利用実人数 1人 | 調査研究 | B | 本市においては、平成27年度の子ども・子育て支援法の本格的施行に伴い、すでに複数の民間事業者が特定教育・保育施設等の設置を行っているため。 | 引き続き参入促進のための調査研究を行う。 ※認定こども園への移行が進んだため、第1期をもって終了。 |
| | | | ①新規参入施設等への巡回支援(連携保育士の配置) ②社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助 | 保育課 | ①連携施設長等による巡回支援(7か所) ②対象児童なし | B | ①連携施設長より保育に関する助言等を行うことにより、小規模保育施設における保育の質の向上を図った。 | 新たに参入する民間事業者への支援 | |
| 18 | 幼稚園の特別保育事業 | 幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)を行っています。 | わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)の実施 | 保育課 | 継続実施 | 市内幼稚園、認定こども園で継続実施 | A | 幼稚園でも預かり保育を実施するなど、子育て世帯のニーズに対応している。 | 利用ニーズに応じた実施施設・実施内容の検討 |
| 19 | 幼稚園地域開放事業 | 地域の親子のふれあい、または子ども達の遊び場を提供することを目的として地域開放を行っています。 | 幼稚園等の園庭開放、育児相談実施等 | 保育課 | 継続実施 | 実施箇所数9か所 | A | 地域の子育て世帯が幼稚園等施設の様子を知る機会となっているため、就園に向けての準備の一助となっている。 | 利用ニーズに応じた実施施設の検討 |
| 20 | 子育て応援券事業 | 各家庭の子育て環境に見合った様々な子育てサービスの提供を促進することにより、就学前の子を持つ子育て家庭の不安や子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭や地域の子育て力を高めるために子育て応援券を配布します。 | 0歳児の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給する。 | 子育て支援課 | 配布人数 約3,000人 | 交付数 800人 事業者数 60事業者 利用額 19,490,000円 アンケートでの利用者満足度 87.5% | A | 多くの方に子育て応援券を交付することができ、地域の子育て応援サービスの利用と子育てに係る負担感の軽減に繋がった。 | サービス提供事業者及びサービス内容の拡大を検討しつつ、今後も取組を継続する。 |

(3)子育て支援のネットワークづくり

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|----------------------|--|---|---------------------------|--------------------------------|--|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 21 | 子育てマップの配布 | 地域の子育て中の親子に、本市の子育て施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口等で子育てマップを配布しています。 | 子育てマップの作成、配布(市のホームページに掲載) | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 配布枚数 3,500枚 | 市内子育てサロン開催の年間予定表、開催場所のマップを保健センターや公民館で配布。市のホームページにも掲載。 | A | 乳幼児健診、訪問事業、庁舎窓口等で配布することで、子育て家庭への周知や利用の促進を図ることができた。子育てに対する不安解消にもつながっている。 | 今後も更に多くの子育て家庭への効果的な周知を図り、利用人数の増加に向けた検討が必要である。 |
| 22 | 子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発 | 子育てにおける身体的・精神的負担の女性への偏重を解消するため、性別にとらわれず誰もが個性と能力を発揮でき責任も共用する男女共同参画の考え方について、広報紙による啓発を行っています。 | ・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 ・男女共同参画フォーラムの開催 | 市民協働推進課 | 継続実施 (内容や紙面の工夫を行い、意識の浸透を図る) | ・男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 ・男女共同参画セミナー(参加者14人) ・男女共同参画フォーラム(来場者279人) | B | ・男女共同参画広報紙「みいな」では、6月の男女共同参画週間をはじめとした男女共同参画意識の啓発を行った。 ・男女共同参画セミナーでは、災害に備えて子育て等の視点から、事前に準備や対策をする大切さを啓発することができた。 ・男女共同参画フォーラムでは、落合恵子氏を講師に迎え、「自分を生きる～それぞれが、それぞれの「色」に輝いて～」と題した講演を手話通訳と共に行い、差別をなくす社会、人権を大事にする社会等の大切さをわかりやすく伝えた。 | 幅広い世代への意識啓発を図るため、広報掲載内容やセミナーテーマ、周知方法について検討していく。フォーラム来場者は60歳以上の女性が多いため、若い世代や男性にも男女共同参画に関心をもってもらえるような内容の工夫・検討が必要である。 |

(4)子どもの健全育成

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|------------------|---|---|-------|----------------------------|--|----|--|-------------------------------|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 23 | 那須塩原市青少年育成市民会議活動 | 市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めていきます。 | ・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの共催 | 生涯学習課 | 推進に努める | ・西那須野産業文化祭、なすしおばら まなび博覧会において、親子遊び体験活動や「家庭の日」、「薬物乱用防止」PR活動を実施 ・子どもフェスタの共催 来場者数 3,700名 | A | 親子遊び体験活動や「家庭の日」、「薬物乱用防止」PR活動を実施することにより、子どもたちの健全育成が図られている。また、関係機関・団体との連携を図り、子どもフェスタを実施することができた。 | ・関係機関・団体との連携を強化し、健全育成活動を推進する。 |

(5) 地域における人材育成

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|-------------------------------|---|--------------|--------|-----------------------------------|--|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 24 | 保育士就職支援講座 | 保育士資格を有するが就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)の保育職場への復帰を支援する研修(座学研修・保育実習・就職支援)を実施します。 | 保育士就職支援講座の実施 | 保育課 | 継続実施 (保育士の専門性の向上と質の高い人材の確保を図る) | 令和2年3月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送った。 | D | | 保育士の専門性の向上と質の高い人材の確保を図るため、継続実施する。 |
| 25 | 保育の質の向上のための研修事業 | 保育園等に就労している職員の質の向上のための研修を実施します。 | 保育士等の研修会実施 | 保育課 | 継続実施 (職員の質の向上を図る) | 保育園職員等研修会を2回実施。 | A | 保育園等に就労している職員の質の向上のため、現場で役立つ内容の研修を実施することができた。 | 開催時期、開催場所また、内容を検討し、職員の質の向上のための研修を継続して実施する。 |
| 26 | 教育・保育施設等及び地域子育て支援事業の従事者養成研修事業 | 市が認可する地域型保育事業者で働く保育従事者、一時預かりやファミリーサポートセンター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を実施します。 | 各種研修の実施 | 子育て支援課 | 継続実施 (職員の専門性の向上や新たな担い手の養成を図る) | 栃木県が主体となって「子育て支援員研修」を実施。市は、関係機関への周知を図った。 | A | 県内各市町が分担金を負担し、県において研修を実施した。 | 「子育て支援員研修」は年1回の開催のため、漏れなく関係者への周知を図る。 |

2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|--|--|---|-----------------------|--------------------------------------|---|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 27 | 要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応に関する事業【地域子ども・子育て支援事業⑪】) | 児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童に対する支援の実施と実施状況の把握 関係機関との連絡調整 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催 資質向上のための研修会の開催 児童虐待防止の広報活動 | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | 継続実施(関係機関等との連携強化、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進) | <ul style="list-style-type: none"> 代表者会議 1回 実務者会議12回(毎月1回) 個別ケース検討会議 随時 実務者研修 2回 ケースとしてあがった件数 351件 個別ケース検討会議92件 市内の小中学生にSOS相談カードを、関係機関に虐待防止啓発ポスターを配布 児童家庭相談スーパーバイザーを援助方針会議等に招へいし、家庭相談員等への助言・指導を実施 就学前児童の保護者に対し、児童虐待防止啓発絵本を配布 | A | 関係機関が連携することで、支援の必要な児童、保護者を早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで、虐待の未然防止につながっている。 | 関係者、関係機関との連携を更に強化し、虐待防止・早期発見・早期対応の推進を図っていく。 |
| 28 | 育児支援家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業⑫】 | 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 | 養育支援訪問事業 | 健康増進課 | 訪問実件数 510件 | 訪問支援者 家庭相談員 6人 保健師 15人 訪問家庭数 970件 | A | 若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問。今年度から産婦健診を実施し、早期の産婦のメンタルヘルスの支援も開始している。 | 養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要です。 |
| | | | 保健師、家庭相談員による家庭訪問の実施 | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | | | A | 電話での相談対応や家庭訪問を行うことで、子育てについての不安や家庭の安定を図ることができた。 | 社会情勢やニーズを考慮しながら更に充実を図っていく。 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------------|---|---|---------------------------|------|---|---|---|--|
| 29 | 児童虐待に関する相談体制の充実 | 虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要なため、早期対応に努めるとともに、家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の資質の向上を図り、相談体制の充実に努めています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する相談体制の充実 ・関係機関との連絡調整 ・虐待に関する資質向上のための職員研修の受講 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | 家庭相談員 6人 虐待終結割合 54% | A | 関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につながった。 | 児童虐待に関する相談にきめ細かな対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、更に関係機関との連携を密にしていく。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児家庭全戸訪問の実施 ・乳幼児健診の実施 ・育児相談の実施 | 健康増進課 | | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業 718人 ・乳幼児健診 <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健診 732人 10か月児健診 781人 1.6歳児健診 776人 2歳児歯科検診 801人 3歳児健診 907人 ・育児相談 1,724人 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・健診受診率は9割強と高くなっている。 ・健診等の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業である。 ・乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、ファーストブックも手渡し、よりスムーズに訪問できるよう工夫し、充実した訪問を実施。 ※3月から健診延期 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加している。 ・プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要となっている。 ・健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していく。 ・母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図る。 |

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|-------------------|--|--|---------------------------|-----------------------------|--|----|---|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 30 | ひとり親家庭に対する相談体制の充実 | 母子・父子自立相談員を配置し相談業務を行っています。相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図っています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、社会福祉協議会、社会福祉課、母子父子自立支援員担当課で構成される各種就労自立促進協議会等に積極的に参加し、連携を図る。 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 継続実施 (相談員の増員、関係機関との連携強化) | 母子父子自立支援員兼婦人相談員数 3人 | B | 相談体制の強化を図るため、平成28年度から母子・父子自立支援員を1人増員し、3人体制となり、年々複雑・多様化する相談に対応できてきた。 | 母子・父子自立支援員を増員して対応しているが、相談内容が多様化、複雑化していることに加え、関係機関と連携しての支援や、継続的支援が必要なケースが増加している。相談体制の強化を図るには専門職の配置や高度な相談支援を行う県の配偶者暴力相談支援センターの設置を要望していく必要がある。 |
| 31 | ひとり親家庭に対する生活支援 | ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。また、職業能力の向上を図るため、教育訓練の受講に必要な費用の一部を補助し、経済的自立を支援しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 支援制度利用者数 6人 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 19人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 2人 ・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 2人 | B | 母子父子自立支援プログラム策定事業については、19人の就労支援を行い、自立に向けての支援を行った。高等職業訓練促進給付金事業については、1人が養成機関の修業を終え、取得した資格を生かして就労し、自立につながった。プログラム策定及び自立支援教育訓練給付金の受講者は昨年度に比べて減少した。目標値を満たしていないため。 | ひとり親家庭の母及び父に対する生活支援・就労支援事業の周知徹底及び関係機関との更なる連携強化が必要。利用者の声などをホームページに掲載するなど効果のある周知方法を模索しながら、周知の徹底を図る。 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------------|--|---|--------|--------------------|--|---|--|-------------|
| 32 | ひとり親家庭に対する経済的支援 | ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、母子・寡婦・父子福祉貸付金などについての相談を行っています。また、ひとり親家庭に対し、通院や入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。 | ・ひとり親家庭の保護者に対して児童扶養手当を支給する。 ・ひとり親家庭の子どもと保護者に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。 | 子育て支援課 | 継続実施 (制度の周知を図る) | 児童扶養手当 受給資格者 1,297人 手当支給額 706,032,430円 ひとり親家庭医療費助成 助成件数 16,365件 助成額 42,241,290円 | A | ひとり親家庭医療費助成は家庭の経済的負担を軽減しており、児童扶養手当とともに、安定した生活を送るための助けとなっている。 | 今後も取組を継続する。 |
|----|-----------------|--|---|--------|--------------------|--|---|--|-------------|

(3) 支援児施策の充実

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|----------------------|--|--|---------------------------|---|---|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 33 | 放課後児童クラブにおける支援児の受け入れ | 放課後児童クラブにおける支援児の受け入れについては、指導員の研修、委託料・補助金の加算により、受け入れ体制の整備を図っています。 | ・支援員等の加配 ・支援員等の研修の実施 ・公設クラブを対象とした巡回指導 | 保育課 | 受入可能クラブ 全クラブ | 受け入れ可能クラブ 全クラブ | A | 支援に必要な児童の受け入れを実施することにより、児童の健全育成とともに、保護者への子育て支援と就労支援ができた。 | 継続実施 |
| 34 | 子育て支援の総合的な対応力の強化 | 乳幼児期における健康や発達状態の把握、疾病の早期発見や障害に関する相談窓口の充実、子育て関係機関の連携を強化し、子育て支援の総合的な展開を図っていきます。また、成長段階や年齢に応じた各種健診や相談体制の充実に努めています。心身に重度の障害がある場合、通院及び入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。 | 各関係機関との連携による支援 | 健康増進課 | 継続実施 (関係機関等との連携を強化し、子どもの特性にあった支援を実施) | 支援児連携施設数 52施設 | A | 子どもの特性にあった支援が継続的に行えるよう、関係機関と連携し対応することができている。 | 「発達障害児」と診断される子どもが増加している。関係機関と連携し、一貫した切れ目のない支援が必要となる。今後も関係機関との連携を強化し、子どもの特性にあった支援を行っていく。 |
| | | | ・心身に重度の障害がある方が医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。 ・発達支援システムの構築(出生から20歳までの切れ目のない一貫した発達支援システム) | 子育て支援課 | | 重度心身障害者医療費助成 助成件数 29,938件 助成金額 124,337,165円 (子ども以外の利用も含む) | A | 重度心身障害者医療費助成は、医療費の一部を助成することで、重度心身障害者の経済的負担を軽減し、必要な時に安心して受診することができる。 | 今後も取組を継続する。 |
| 35 | 地域のリハビリテーション体制の充実 | 障害のある子どものリハビリテーションについて、障害の有無にかかわらず、地域の児童とともに関わる場を設け、その中で療育の問題を解決していくリハビリテーション体制の確立を進めています。 | 各関係機関と連携して支援 | 健康増進課 | 継続実施 | 個別ケース会議 2回 | A | 在宅で生活するリハビリテーションが必要な子どもが居る家庭に、訪問等の支援を行い、適切な情報を提供している。 | 子どもの健やかな成長発達を支援し、子どもの特性に合わせ、適時適切に、児への対応や生活支援をしていく必要があります。 |
| | | | ・各地区、施設で行っている支援内容の情報の把握、周知 ・幼稚園や保育園、子育て相談センターでの個別支援の実施 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | | サロンや個別・少人数でのグループ遊びの中で、一人ひとりに応じた効果的な支援と保護者に対する支援ができた。 | A | 障害の有無にかかわらず、地域の子どもたちと関わりながら、一人ひとりに応じた効果的な支援と保護者に対する支援ができた。 | 支援を必要とする子どもの増加に伴い、支援を提供する側の資質の向上が課題である。関係機関との連携を図り、情報の把握や周知をしていきたい。より良い支援のため専門職(臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士)との連携を推進する。 |
| 36 | 在宅福祉サービスの充実 | 障害のある子どもが地域の中で尊厳を持ち、安心して生活していく上で必要なサービスや、家族の負担軽減を図ることができるサービスを提供できるよう、障害児通所支援、短期入所といった在宅福祉サービスの一層の充実を図っています。 | ・居宅介護(ホームヘルプ) ・短期入所(ショートステイ) ・障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス) | 社会福祉課 | 継続実施 (支援体制の強化) | 支給決定者数 ・居宅介護(ホームヘルプ)3人 ・短期入所(ショートステイ)39人 ・障害児通所支援(児童発達支援116人、放課後等デイサービス253人、保育所等訪問支援24人)393人 | B | 居宅介護や短期入所の利用により、在宅生活を支える家族の負担軽減につながっている。また、障害児通所支援の利用が増え、療育を受ける機会を多くの方に提供できている。 | 障害児通所支援について、利用者の急激な増加により市内事業所だけでは受けきれず、市外の事業所を利用している方も多くいる。今後更に増加した場合に、必要な方が、適切な療育を受けられなくなる可能性がある。 |

3 母子保健事業の充実

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|---------------------------|--|--|-------|------------------------------------|---|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 37 | 乳幼児訪問指導の充実【地域子ども子育て支援事業⑬】 | 適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から訪問相談による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めています。 | ・新生児産婦訪問指導事業 ・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 | 健康増進課 | 継続実施 ○乳児家庭全戸訪問事業 訪問実件数 件 | 新生児産婦訪問指導 261件 産婦健診事後指導 124件 乳幼児家庭訪問 1,387件 乳児家庭全戸訪問 718件 | A | 乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、よりスムーズに訪問できるよう支援し、充実した訪問が実施できている。 | ・社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加している。 ・母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図る。 |
| 38 | 妊産婦の健康支援【地域子ども子育て支援事業⑭】 | 母子健康手帳により母子の健康状態を一貫して記録し、安心安全な妊娠出産ができるよう支援しています。また、妊娠期から経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査助成回数を14回にして受診を促しています。妊娠中の学習として母親学級を実施し、正しい知識の普及、母性意識や育児力形成を促進するとともに、父親の参加を促し父性に対する支援をしています。 | ・妊娠届 母子健康手帳交付 交付時妊婦保健指導 妊婦アンケート 父子手帳の配布 ・妊婦健康診査助成事業 妊産婦医療費助成事業 ・母親学級 | 健康増進課 | 継続実施 ○妊婦健康診査 延べ健診回数 回 | 妊娠届出数 759件 母親学級参加延人数 155人 妊産婦健診受診延回数 9,227回 産婦健診受診延回数 1,408回 産後ケア利用延日数 208日 | A | ・妊産婦健康相談、妊産婦健康診査費及び医療費の助成等により、安心安全な妊娠出産の確保に効果を上げている。 ・産後の支援として産婦健康診査事業を開始し、産後ケア事業とともに妊娠早期からのきめ細かな切れ目のない支援体制の充実が図れた。 | ・生活背景や家族背景が不安定な状況の妊婦が増加している。 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに充実していく必要がある。 ・産後早期の産婦のメンタルヘルスの支援の充実が課題である。 |
| 39 | 乳幼児健康診査の充実 | 乳幼児の健やかな成長のために、健康診査や相談指導を通し、疾病や異常の早期発見とともに保健指導及び育児支援に努めています。 | ・4か月健康診査 ・10か月健康診査 ・1歳6か月健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・先天性股関節脱臼検診 | 健康増進課 | 継続実施 | 健診受診率 4か月児 98.8% 10か月児 96.4% 1歳6か月児 97.0% 2歳児歯科検診 99.0% 3歳児 97.5% | A | 健診受診率は9割後半の高値で推移している。健診時の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたり、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業である。 | プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要。 健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していく。 |
| 40 | 乳幼児・母子の健康相談支援 | 妊娠中及び育児期の親等が必要に応じて電話相談や健康相談、専門的な相談ができるよう相談しやすい体制づくりをしています。 | ・育児相談 ・乳幼児運動発達相談 ・乳幼児精神発達相談 ・電話相談 | 健康増進課 | 継続実施 | 相談件数 3,566件 (内訳) 電話相談 1,566件 育児相談 1,724件 発達相談 276件 | A | 子どもの発育・発達(運動面・精神面)に関する相談に限らず、母親の精神面を含めた相談があり、複雑で多様な相談内容への支援を実施。 | 多様な相談に適切に応じられるようスタッフ等相談体制の充実強化を図り、相談しやすい体制づくりを図る。 |
| 41 | 歯科保健の充実 | 乳幼児の歯科検診と歯科保健指導、学童期のフッ化物塗布、子育て世代への歯科保健指導を実施し、う歯予防と歯周疾患予防に努めています。 | ・10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査 ・三歳児よい歯のコンクール ・フッ化物塗布(小学校1～3年) ・母親学級 ・30・35歳節目健診 | 健康増進課 | 継続実施 | う歯のある児の割合 1. 6歳 1.3% 2歳 2.7% 3歳 10.3% フッ化物洗口 21校 フッ化物塗布 1校 | A | 母親学級に歯科衛生士を配置し、妊娠期からの歯科保健対策を実施。学校と歯科医師会と連絡調整し、フッ化物洗口とフッ化物塗布を実施。 | 妊娠期から子育て期にわたる歯科保健対策の更なる充実を図る必要がある。永久歯対策として、学校と歯科医師会と連絡調整し、フッ化物洗口とフッ化物塗布(特別支援学校)を継続実施していくことが必要。 |

| | | | | | | | | | |
|----|----------|--|------------------------------------|-------|------|--|---|---|---|
| 42 | 乳幼児の事故防止 | 子どもの発達と密接な関連があるため、保護者が子どもの発達を正しく理解し、的確に事故防止ができるように支援しています。 | ・乳児家庭全戸訪問事業 ・母子保健推進員による事故防止啓発活動 | 健康増進課 | 継続実施 | 乳児家庭全戸訪問 718件 事故防止活動 ・4か月児健診時 24回 732人 ・1歳6か月児健診時 24回 776人 ※3月から健診延期 | A | 健診時に発達に合わせた事故防止活動が来ている。 乳幼児健診の問診票に各年齢に合わせた事故防止に関する項目を取り入れることにより、親への注意喚起を促している。 | 1歳から19歳までの子どもの死亡原因は、不慮の事故が1位、2位と上位を占めている。子どもの事故は誰にでも可能性があり、保護者の少しの気配りで予防できる可能性があるため、事故防止に関する実践力を養っていく必要がある。 |
|----|----------|--|------------------------------------|-------|------|--|---|---|---|

(2) 学童期・思春期から成人期に向け保健対策の充実

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|---------|---|-----------------------------|-------|----------------------------|----------------------|----|--------------------------------------|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 43 | 思春期保健事業 | 思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進しています。また、健康的な生活習慣の獲得のため、喫煙・飲酒・薬物乱用等について正しい情報の提供の推進を図っています。 | 思春期教育(市内中学校、高等学校を対象とした健康教育) | 健康増進課 | 継続実施 | 思春期教育 市内中学校10校で実施 | A | 学校保健と連携し、子どもの実情に合わせた思春期保健事業が実施できている。 | 生活背景が不安定な家庭の増加、情報の氾濫、性行動の低年齢化等、思春期の子どもを取り巻く社会環境が悪化している。 子どもたちが健全に成長できるよう、関係機関と連携し支援していく。 |

(3) 食育の推進

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|---------|---|--|-------|----------------------------|---|----|--|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 44 | 食育の推進事業 | 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施しています。 | ・乳幼児健診、健康相談 ・30・35歳節目健診後健康教育 ・食生活改善推進員活動 | 健康増進課 | 継続実施 | 食育推進事業 387回 8,604人 内訳 健康教育 148回 4,322人 健康相談 239回 4,282人 | A | ・乳幼児健診において月齢や年齢に合わせた食に関する情報提供ができた。 ・30・35歳節目検診では科学的根拠に基づいた食習慣調査を行い、個人に合わせた食指導を実施した。 | ・乳幼児健診における健康診査票によると、親の朝食欠食が父親3割、母親1割であった。親の欠食が将来的に子の欠食に繋がると言われていることから、対象の月齢や年齢に合わせたアプローチと共に家族全体が望ましい食習慣となるよう支援していく必要がある。 |

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|---------------------|---|--|-------|------------------------------|---|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 45 | 母子保健推進員・食生活改善推進員の育成 | 地域の中で子育てする親を孤立させないように、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活推進員を育成しています。 | ・母子保健推進員協議会(乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児事故防止啓発活動・子育て支援活動等) ・食生活改善推進員育成事業(研修会、活動支援)、食生活改善推進員養成講座 | 健康増進課 | 継続実施 (活動の場を上げ、組織活動の充実を図る) | ・母子保健推進員 75人 研修会 5回 地区学習会11回 ・食生活改善推進員 52人 研修会 10回 養成講座 3回 活動支援 116講座等実施分 | A | ・地域で安心して子育てができるよう、地区組織を育成している。 ・他機関と連携し、公民館事業や地域の子育てサロンなど人が集まる場所へ訪問型の活動を多く行い、健康に関心の薄い層へもアプローチができている。 | ・地域で安心して子育てしていけるよう支援するため、母子保健推進員、食生活改善推進員の資質の向上を図っていく必要がある。 ・食生活改善推進員の会員減少が大きな課題である。食生活改善推進員の知名度向上と養成を積極的に行い、引き続き健康に無関心な層へのアプローチに力を入れていきたい。 |

(5)小児医療等の充実

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|------------|---|---|--------|------------------------------------|---|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 46 | 小児救急医療 | 小児医療体制は、安心して子供を産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整理に取り組んでいます。 | 那須塩原市・大田原市・那須町が負担金を那須地区広域行政事務組合に納めて医療の確保を行っている。 | 健康増進課 | 継続実施 | 休日在宅当番医制度 3地区 那須地区夜間急患診療所 1か所 小児救急拠点病院 3病院 | A | 昨年度までの体制を維持している。 | 今後も継続して小児医療の充実・確保に取り組む必要がある。 |
| 47 | 周産期医療 | 妊婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図っています。県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでいます。低体重出生児の届出の受理、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めています。 | 養育医療の給付 | 健康増進課 | 継続実施 | 関係機関との連携・会議の実施 妊婦健康相談の実施 養育医療の給付人数 21人 | A | 各周産期医療機関等との連携により、早期の支援を実施している。 | 今後も関係機関と連携し支援を実施していく。 |
| 48 | こども医療費助成制度 | こどもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援をするために、平成25年度から18歳(高校3年生)までのこどもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。 | 0から18歳までの子どもの保護者に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。 | 子育て支援課 | 継続実施 (安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める) | 助成件数: 243,695件 助成額: 446,493,458円 | A | 医療費にかかる保護者の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療につながっている。 | 今後も取組を継続する。 |
| 49 | 妊産婦医療費助成事業 | 妊産婦の疾病の早期発見と治療の促進のために、妊娠の届出をした月の初日から出産(流産及び死産を含む)した日の翌月の末日までに通院や入院をした時の保険診療自己負担分の医療費を助成する制度です。 | 妊産婦に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。 | 子育て支援課 | 継続実施 (安定した制度運営のため、適正受信等のPRに努める) | 助成件数 5,903件 助成額 27,472,990円 | A | 医療費にかかる妊産婦の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進し、母子の健康に寄与することができた。 | 今後も取組を継続する。 |
| 50 | 予防接種事業 | 予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない法定外予防接種については、国の定期予防接種の動向を見ながら市単独の予防接種費助成事業を行います。 | ・定期予防接種の実施 ・予防接種等に関する情報提供 ・未接種者に対する接種勧奨の実施 | 健康増進課 | 継続実施 | ・定期予防接種の実施(4種混合、3種混合、ポリオ、ジフテリア・破傷風混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、子宮頸がん予防ワクチン) ・法定外予防接種費助成の実施(おたふくかぜ、成人の風しん) | A | 出生児への予防接種の案内や接種勧奨通知の送付について、適切な時期に実施することができた。 | 市ホームページ、みるメール、広報紙及び就学時健診の機会などを活用し、未接種者への接種勧奨や接種費用の一部助成制度の周知に取り組む。 |

(6)不妊治療対策

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|-----------|---|---------|-------|---------------------------------|---------------|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 51 | 不妊治療費助成制度 | 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に対しては、県の特定不妊治療助成事業により、治療の一部が助成されます。市では、県の助成額を超える分や、医療保険が適用されない不妊治療について助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。 | 不妊治療費助成 | 健康増進課 | 継続実施 (早期治療・相談の勧奨、助成事業の周知を図る) | 不妊治療費助成 112件 | A | 不妊治療による経済的負担を軽減することにより、治療しやすい環境で治療を受けることができる。 | 晩婚化により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあり、治療費助成件数は毎年100件を超えている。今後も、不妊に関する相談や治療費助成事業等の周知徹底を図る。 |

4 仕事と家庭生活の両立の支援

(1) 働き方の見直しに関する意識啓発

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|-----------|--|---------|-------|----------------------------|---|----|------------------------------|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 52 | 企業への意識啓発 | 事業所内保育施設の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備推進の呼びかけや広報啓発を行っています。 | 左記内容を実施 | 商工観光課 | 継続実施 | 国・県や関係機関の発行したパンフレット・ポスターを窓口を設置し、来庁者に対し啓発を行った。 | B | 啓発は行っているものの、目標設定・効果の把握ができない。 | 広報物が多く、設置場所が慢性的に不足している。また、広報物が来庁者の目に留まるような工夫が必要である。 |
| 53 | 労働者への意識啓発 | 労働者の働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識啓発を推進する必要があります。そのために、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、男性が子育てに関わる必要性を伝えていきます。 | 左記内容を実施 | 商工観光課 | 継続実施 | 国・県や関係機関の発行したパンフレット・ポスターを窓口を設置し、来庁者に対し啓発を行った。 | B | 啓発は行っているものの、目標設定・効果の把握ができない。 | 個々の労働者に対する意識啓発を進めるため、より効果的な方法を検討する必要があります。 |

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|------------|---|---------------------------------------|---------|----------------------------|---|----|--|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 54 | 企業における両立支援 | 男女がともに子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について、国、県等と連動し事業主等への要請を図っていきます。 | 男女共同参画推進事業者表彰 | 市民協働推進課 | 継続実施 | ・男女共同参画推進事業者表彰(4社) ・男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 | B | ・男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業者を募集、男女共同参画フォーラムにおいて表彰し、企業向け意識啓発を行った。募集の際には、市建設工事入札参加資格者格付方針における「女性の職場における活躍を推進する取組」の加点業者へ個別に通知した。 ・男女共同参画広報紙「みいな」では、表彰事業者を紹介するとともに、男女共同参画意識の啓発を行った。 | 男女共同参画を積極的に取り組む企業やイクボスなど、企業・雇用者への意識啓発を図る必要があるため、周知方法等について検討していく。厚生労働省女性活躍推進企業データベース登録企業へ個別に通知を行う。 |
| | | | ・啓発用ポスター等の提示 ・母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供 | 健康増進課 | | 啓発用ポスター等の提示 母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供 | A | 市民に対して情報提供を継続して実施している。 | 妊娠・出産がきっかけで仕事をやめる母親や、就業形態を替える母親が見受けられる。 今後も施策を継続して実施していく。 |
| | | | 啓発用ポスター等の提示 | 商工観光課 | | 国・県や関係機関の発行したパンフレット・ポスターを窓口を設置し、来庁者に対し啓発を行った。 | B | 啓発は行っているものの、目標設定・効果の把握ができない。 | 各企業の労働条件の現状を市として把握していないこと、市が企業に対して労働条件改善を呼びかける機会がほぼないことが課題である。労働条件改善の第一段階として、企業の現状について市が把握することが必要と考えられる。 |

| | | | | | | | | | |
|----|------------------------|---|---|---------|--------------------------------|---|---|---|---|
| 55 | 子育て支援を推進している企業の優遇制度の検討 | 企業の子育て支援に取り組む意欲を高めることを目的として、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定・表彰し、さらに認定・表彰された企業については、市の制度で優遇できるように関係課と調整に努めます。 | 左記内容を実施 | 子育て支援課 | 継続実施 | 制度の検討 | D | 制度創設に向け、更なる調整が必要。 | 厚生労働大臣による認定制度(くるみん認定)や栃木県による「とちぎ働きやすい企業(従業員の子育てに積極的に配慮する企業)」の取組みなども踏まえ、関係各課と連携を図りながら、より効果的な制度について検討する必要がある。 |
| 56 | 地域における両立支援 | 仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していくものです。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図っています。 | 左記内容を実施 | 子育て支援課 | 他の子育て支援施策と合わせて総合的に検討 | 地域で子育て支援を行う子育てサロン関係者による交流会の開催や、子育て支援に関わるボランティア団体等の情報収集に努めた。 | C | それぞれの団体の活動状況を確認したが、ネットワーク化には至らなかった。 | 両立支援に限らず、様々な子育て支援に係る活動主体のネットワーク化について、総合的に検討していく必要がある。 ※事業ではないため第1期をもって廃止、第2期では目標化。 |
| 57 | 家庭における両立支援 | 仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための広報活動を進めています。 | ・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 | 市民協働推進課 | 継続実施 (ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図る) | 男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 | B | 男女共同参画広報紙「みいな」で、家庭(子育て)と仕事の両立で奮闘されている方へのインタビューを掲載するなど、男女共同参画意識の啓発を行った。 | 多くの方への意識啓発を図るため、広報掲載内容やセミナーテーマ、周知方法について検討していく。 |
| 58 | 父親の育児参加促進 | 男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るための啓発事業を行っています。 | ・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 | 市民協働推進課 | 継続実施 | 男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 | B | 男女共同参画広報紙「みいな」で、男性の家事・育児関連時間の拡大を目的に内閣府が実施している「おとう飯始めようキャンペーン(料理を通じた家事への参画促進)」に市長が参加した報告記事を掲載した。 | 多くの方への意識啓発を図るため、広報掲載内容やセミナーテーマ、周知方法について検討していく。 |
| | | | ・母親学級 ・父子手帳の配布 | 健康増進課 | | 母親学級の父親参加数 41人 | A | 母親学級や乳幼児健診に参加する父親が増えてきている。育児に参加している父親も増加している。 | 父親の就業形態により、育児参加ができていない現状がある。そのため、父親の協力体制が十分ではなく、仕事・家事・育児の負担感を抱えている母親は依然として多い現状となっている。 |
| | | | 今後も継続して母親学級の1回を担当し、父親の参加者が参加しやすいような講座内容にしていく。 | 生涯学習課 | | 母親学級参加者(生涯学習課担当分)延べ43人(うちパートナー12人) | A | 母親学級第1課及び第2課において、周知のために説明をし、チラシを配付。参加者全体の約28%の参加を得られた。 | パートナーの参加は平均4~5名の参加者があり、1グループでの話し合いができています。1回の参加者は多くはないが、引き続き啓発活動をしていく。 |

5 教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|----------------|---|-------------------------|-----|----------------------------|--|----|---|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 59 | 子育てサポーターの養成・配置 | 身近に子育ての相談相手が少ないことから、子育てに不安や負担を感じる親に対し、子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めています。 | 子育てサポーター養成講座の実施 | 保育課 | 継続実施 | 保健師、管理栄養士、保育士が講師となり、それぞれの分野ごとに、6月と2月に実施。総勢 | A | 保健師、管理栄養士、保育士が講師となり、それぞれの分野ごとに講座を実施できた。子育て中の身近な相談相手として子育てサポーターとなる人材の発掘と養成に一助となった。 | 子育て中の身近な相談相手として、子育てサポーターとなる人材の発掘と養成に一助となるよう、保健師、管理栄養士、保育士それぞれの分野ごとに講座を継続して実施する。 |
| 60 | 中高生の乳幼児ふれあい体験 | 中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。ボランティアサマースクールの一環として、毎年夏休み期間中に実施しています。 | 社会福祉協議会主催のサマーボランティアへの協力 | 保育課 | 継続実施 | 社会福祉協議会より、サマーボランティアへの協力依頼なし。だが、マイチャレンジ(中2対象)に協力する。 | B | マイチャレンジ(中2対象)に協力することで、学生自身が子どもたちと関わり、将来、保育士になりたいという。将来設計に大切な役割を担うことができた。 | 継続して受け入れていく。 |

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|----------|---|---------------------|-------|----------------------------|---|----|---|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 61 | 確かな学力の向上 | 子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進しています。また、豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進しています。 | なすしおばら学び創造プロジェクトの実施 | 学校教育課 | 継続実施 | ・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施(小学校4校、中学校3校) ・学習指導主任研修会の開催 ・ステップアップドリルの作成・実施 ・授業力向上委員による模範授業・学び創造プロジェクトへの参加 | A | 教職員の授業観の変化、指導方法の工夫改善など、単元構想を明確化した優れた実践が数多く見られた。 | 新しい授業観を踏まえた学びの日常的な実践。 |
| 62 | 豊かな心の育成 | 豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行っています。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図っています。 | 社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施 | 学校教育課 | 継続実施 | ・社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施(事業費の配当予算化による支援) ・道徳の授業時数確保の指導 ・道徳の授業の実践についてのライブラリー化 | A | ・各中学校では、生徒が働くことの楽しさや価値を見いだすことからの生活に生かしていく力を育成する要の活動として、社会体験活動を位置付けた指導・活動計画を作成し、実践している。 ・道徳の授業についての指導方法等の工夫改善が見られた。 | ・社会体験活動(マイ・チャレンジ)について様々な活動を体験させる観点から多くの業種から受け入れ先を募りたい。 ・地域により受け入れ先の業種に偏りができてしまう。 ・引き続き、道徳的な実践力を養っていく必要がある。 ・地域等とさらなる連携をする視点を既存の指導・活動計画に組み入れる必要がある。 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------------|---|--|-------|---|---|---|--|---|
| 63 | 健やかな体の育成 | 子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させています。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図っています。 また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進しています。 | ・体力テストの集計による市の平均値の算出 ・体力向上計画の策定と評価・検証 ・体育主任研修会による体力向上に向けた取組の研修 | 学校教育課 | 継続実施 | 体育主任研修会、養護教諭研修会の実施 | A | 体力向上に向けて、各校の課題をもとに小中連携で学区の特徴を洗い出し、対策についても考え実践するまでに意識が高まっている。 | ・小学校低学年の体力が低い傾向から、幼保小の連携の中で課題の共有と解決策について共通理解の下取り組んでいきたい。 ・体力向上とともに保健教育に関しても意識付けが必要である。 |
| 64 | 信頼される学校づくり | 学校教育がその機能を十分果たすためには、学校が保護者や地域社会に信頼されるのはもちろんのこと、何よりもその学校に在学する児童生徒に信頼されなければなりません。そのためには、児童生徒の実態や要望、保護者や教師の願いなどに基づき、各学校が何を重点的に取り組むのかを明確にし、学校組織としての取り組みや家庭・地域とも協働して取り組んでいく必要があります。 このため、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力や、学校評価の充実を図っています。 | ・学校評議員を委嘱し、意見を聴取し学校経営の参考とする。 ・外部アンケートを基にした学校の内部評価と学校関係者評価を実施する。 | 学校教育課 | 継続実施 | ・学校評議員会の開催(1校あたり年2~3回) ・学校評価の実施 | A | ・学校評議員の意見を学校経営に反映することができた。 ・学校評価の結果を、学校経営の参考とすることができた。 | 地域学校協働活動と連携し、引き続き事業を実施していく。 |
| 65 | 小学校と連携した幼児教育の充実 | 幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図ることにより、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援することができるようになります。 現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めています。 | ・幼保小連絡協議会による活動 ・栃木県幼児教育総合センター主催の幼保小連携事業への協力 | 保育課 | 継続実施 | 栃木県幼児教育総合センター主催の幼保小連携研修会に参加。その後、就学に向け、各学校と保育園とで就学児の申し送りを実施。 | A | 幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図ることが出来た。また、小学校入学に向け、子どもたちのより良い成長を支援することができた。 | 継続して幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援することができるようにする。 |
| | | | ・幼稚園、保育園、小学校との連携推進 ・教職員の相互理解 ・教育、保育の質の向上 | 学校教育課 | ・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会の実施 ・発達支援リレーシートの活用 | A | 幼保と小学校での指導内容の確認や連携に関する意識向上が見られ、発達支援リレーシートでの引継ぎがスムーズに行われている。 | リレーシートの利用については面談時において、了解を得た保護者のみの記入であったため、ある程度スムーズに行われているが、面談時に拒否する保護者もいることから、引き続き引継ぎの大切さを伝えていけるよう努力したい。 | |
| 66 | 幼児教育の充実 | 幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要です。 栃木県においては、幼児教育のさらなる充実と振興を図るため、21世紀の本県教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン」が策定されています。 | 私立幼稚園就園奨励費事業 | 保育課 | 継続実施 | 4~9月 幼稚園就園奨励費の支給 10~3月 幼児教育・保育の無償化により施設等利用費を支給 | A | 幼稚園を利用する保護者へ支援することにより、幼児教育の普及が図られた。 | 制度改正への対応 |

(3) 家庭や地域の教育力の向上

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|------------------|--|--|-------|----------------------------|---|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 67 | 家庭教育の支援 | 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるものです。家庭教育は、親の責任のもと、日常生活の中で無意識的・意図的に行われる教育活動です。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。家庭教育の充実には、次代を担う子どもたちの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行っています。 現在、本市では、幼稚園、保育園、小・中学校、教育委員会、公民館などが主催する各種家庭教育講座を実施しています。 | 公民館の家庭教育講座との連携 | 保育課 | 継続実施 | 厚崎公民館主催で家庭教育講座を3月に開催予定であったが、新型コロナの影響で中止となった。 | D | - | 継続実施 |
| | | | 生涯学習出前講座(行政編)において家庭教育に関する出前講座を行っている。また、各公民館での家庭教育に関する事業や関係機関と連携して幅広い場面での家庭教育事業を展開する。 | 生涯学習課 | 継続実施 | 【生涯学習課】 ・教育講演会:7月6日 参加者650名 ・母親学級時親学習:全3回 参加者43名 ・就学時健康診断時親学習プログラム 全16会場 参加者 971名 ・出前講座行政編 全9回 参加者480名 【公民館】 関係学校と連携し、家庭教育学級を開催 | A | 生涯学習課、公民館、年間を通して計画的に家庭教育に関する支援ができた。 生涯学習課出前講座行政編では、依頼者に応じてプログラムを作成し、ニーズに合った内容に努めた。 | ・より多くの家庭教育に関わる方に対しての支援方法の検討。 ・教育講演会、出前講座の周知。 |
| 68 | 家庭教育オピニオンリーダーの育成 | 子育て支援ボランティアとして、家庭教育オピニオンリーダーが地域活動を展開しています。これは、子育ての先輩として、家庭教育の指導者として、県主催の指導者育成研修を受けた人たちが組織しているボランティア団体です。自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け子育てをサポートしています。 | 就学時健康診断での親学習、生涯学習出前講座(行政編)における家庭教育に関する講座、母親学級において積極的に活用する。 | 生涯学習課 | 継続実施 | 市内オピニオンリーダー登録者 34人 養成研修受講者 6人 | A | ・年に3回、各支部(よもぎの会・たんぼぼの会・四季の会)の支部長会議を開催し、情報の共有を行った。 ・家庭教育オピニオンリーダー研修の受講者が6名(内:支部登録3名)あり、新規の家庭教育オピニオンリーダーが年々増えている。 | 市民へ向けて、家庭教育オピニオンリーダーの活動の周知。 |

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|--------|---|------------------------|-------|----------------------------|--------------------------|----|---|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 69 | 環境浄化活動 | 一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進しています。 | ・巡回指導活動の実施 ・立入調査の実施 | 生涯学習課 | 継続実施 | ・巡回指導活動 293回 ・立入調査 2回 | A | 少年指導相談員及び少年指導員の巡回指導や立入調査について、地域において認知度が高くなってきている。 | ・巡回指導での対応にも限界があるため、効果的な啓発活動を検討する必要がある。 ・地域住民と連携を強化し、環境浄化活動を推進する。 |

6 子育てにやさしい生活環境の整備

(1)安心して外出できる環境の整備

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|------------------|---|---|-------|-----------------------------------|---|----|--|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 70 | 歩道の整備 | 子どもや子育て家庭が安心して移動できるようにする。 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取り組みを推進しています。 | ・通学路安全プログラムに沿った事業の推進 ・国庫補助、交付金事業による整備推進 ・市単独道路整備事業による整備推進 | 道路課 | 継続実施 | 通学路安全プログラムによるカラー舗装整備 4路線 L=1, 227. 2m 道路改良工事による歩道整備 6路線 L=1, 697. 8m | B | 通学児童など歩行者の安全対策が図られた。 | 学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路安全プログラム」に沿った事業実施のための財源確保が重要であり、国の補助事業を積極的に活用し事業を進める。 |
| 71 | 人にやさしいまちづくり | 栃木県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、本市においても、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。さらに、高齢者や障害者を含むすべての人が、安全で快適な暮らしができる生活環境を整備するため、民間の公共的建築物の新築等を行う場合に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバリアフリーの実施指導を行い、地域の活性化及びひとにやさしいまちづくりを推進しています。 | 条例に基づき、届出が行われている対象物件に対し、当該物件が条例の規定に適合しているか審査を行っています。 | 建築指導課 | 継続実施 | 届出件数14件(適合件数3件) | B | 全項目適合の件数は3件だったが、事業主の対応可能な部分・範囲を条例の規定に適合するよう指導しており、ひとにやさしいまちづくりを推進できていると評価した。 | ※市主体の事業ではないため、第1期をもって廃止。 |
| 72 | 子育てに優しい公共施設の整備推進 | 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる公共施設の整備を推進しています。 | 左記内容を実施 | 各担当課 | 継続実施 | 「くるる」に設置 「アグリパル塩原」に設置(授乳室) | A | 新設する場合は考慮している。 | 引き続き対応するとともに、既存の施設においても空きスペース等の活用に努める。 |
| 73 | 交通安全教育の推進 | 現在、本市では、小学校、保育園、幼稚園等で交通安全教育を実施しています。子どもたちが巻き込まれる交通災害は、子どもたち側の不注意だけでなく、車を運転する側の過失によるものも後を絶たない状況です。 | 交通安全教室の開催 | 生活課 | ・交通安全教室開催件数 42回 ・参加者 8,000人 | ・交通安全教室開催件数 45回 ・参加者 4,421人 | B | 交通安全教室の参加人数は目標を下回っているが、開催回数は目標を上回ることができた。 | 令和2年4月に自転車の安全な利用の促進に関する条例が施行されたことから、自転車の乗り方教室等でヘルメット着用や自転車賠償責任保険等への加入を促す必要がある。 |

(2)子どもたちの安全の確保

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|----------------|--|------------------------------|-------|----------------------------|---|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 74 | 子どもたちの安全の確保 | 子どもを犯罪の被害から守るため、防犯ブザーの配布を行っています。 また、子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法等の指導に努めています。 また、平成26年度に通学路交通安全対策プログラムを策定し、関係機関と連携し、3年に1回市内全域の通学路の安全点検を実施することにしました。 | 新1年生に対する防犯ブザーの配布 | 教育総務課 | 継続実施 | 防犯ブザー保有率 100% | A | 被害に遭った子どもはいなかった。 | 課題 ・「子どもを見守るまち宣言」などにより地域、家庭、学校等が連携した防犯体制が強化されているが、具体的対応について更なる充実が求められる。 ・防犯ブザーの維持管理(故障、不具合等の確認) 今後の改善点 ・防犯ブザーの有効活用については、引き続き各学校への周知徹底に努めるとともに、学校における防犯指導等を徹底していく。 ・故障、不具合のある防犯ブザーについては、随時交換を行っていく。 |
| | | | 那須塩原市通学路交通安全対策プログラムの実施 | 学校教育課 | | ・小学校1年生に防犯ブザーを配布した。 ・防犯教室等の実施状況を確認した。 ・通学路交通安全対策プログラムとして危険箇所調査を実施し、対策状況をまとめ市のホームページに掲載した。 | | | |
| 75 | 「こどもを守る家」の設置推進 | 現在、本市における各小学校区に多くの「こどもを守る家」が、地域の協力をもとに設置されており、子ども達が何かあった場合安心して駆け込めるとともにステッカーが不審者に対して抑止力にもなっています。 子どもたちが、学区や通学路のどこに、「こどもを守る家」が設置されているかを知らせるため、各学校で安全マップを作成し、入学式などで説明しています。 | ・「こどもを守る家」の周知 ・新規設置協力者の募集 | 生涯学習課 | 設置件数 1,680件 | 設置数 1,550件 ※前年比61件増 | B | 目標設置件数には及ばなかったが、年齢等を理由とする辞退者が多数いる中で、PR活動等により61件増とすることができた。 | ・高齢化に伴う辞退者の増加 ・「こどもを守る家」の周知を図るとともに、設置協力者を増やすための方法を検討する。 |
| 76 | 防犯ネットワークの構築 | 自治会や商店街、あるいはNPOが、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援しています。 犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の横の連携がさらに深まるよう支援しています。 | 自主防犯団体への必要物品購入経費補助 | 生活課 | 自主防犯団体数 80団体 | ・自主防犯団体数:57団体 ・補助金交付:4団体に対し合計301,896円の補助金を交付 ・令和元(2019)年度防犯研修を実施 | C | 自主防犯団体数は4団体の増となった。補助金交付や外部講師を招いての研修を継続して実施し、団体の防犯活動への支援につながっている。 | 高齢化などにより活動の維持が困難となっている団体が見られる。 防犯研修の実施により防犯活動への意識高揚を図り、活動の維持・活性化を支援する。 ※事業ではないため第1期をもって廃止、第2期では目標化。 |
| 77 | 防犯灯の整備の援助 | 防犯灯の設置は、道路を明るくして、住民に安心感を与えたり、目撃を容易にしたり、犯人の心理に働きかけて犯罪を防止する効果があります。自治会等と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備を推進して、子どもの安全確保と安心・安全なまちづくりに努めています。 | 防犯灯設置事業 | 生活課 | ・設置数 150灯 ・維持数 8,500灯 | ・設置数 171灯 ・維持数 9,512灯 ・防犯灯設置費等に対する補助金を交付 | A | 設置数、維持数ともに目標値に到達している。防犯灯が設置されることで、住民に安心感を与え、犯罪を防止する効果がある。 | 引き続き、防犯灯設置に対する補助金、電気料に対する補助金を交付することで、防犯灯の設置数の増加を図り、安全で安心なまちづくりを推進する。 |

7 子どもの貧困対策の推進

(1)教育の支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|-----------------|--|--|---------------------------|----------------------------|--|----|---|--|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 78 | 学校教育における学力の保障 | 学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。 | 義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進する。 | 学校教育課 | 継続実施 | ・学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取組等を各学校で実施した。 ・「個の学び」に「家庭学習」を連動させるなど、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めた。 | A | 「個の学び」に「家庭学習」を連動させるなど、学習意欲を向上させ、学力を上げる取組が各学校に普及してきている。 | 今後も取組みを継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていく。そのため、各学校の指導体制の充実を図る必要がある。 |
| 79 | 福祉部門と教育委員会の連携強化 | 子どもの貧困対策については、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。 | 家庭相談員、母子父子自立支援員の配置 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | 教育委員会や学校と連携を図りながら、必要に応じて関係機関とのケース会議を実施。保護者等からの相談に応じて各種支援制度につなげた。 | A | 各種支援制度につなげることで、子どもの生活環境の整備が図れた。 | 今後も教育委員会や社会福祉部門と連携を図る。 ・学校に対してさらなる活用の周知を行う。 ・子ども・子育て総合センター、福祉部門と連携しながら取組を継続していく。 |
| | | | スクールソーシャルワーカー(SSWr)の配置 | 学校教育課 | | 令和元年度にSSWrが4名に増員されたこともあり、総対応件数は4,000件を越えた。学校現場にもSSWrの配置が浸透し、活用が図られてきている。 | A | SSWrが環境整備を行うことで、経済的に困難な家庭への支援、不登校児童生徒への登校支援、進学支援など、さまざまな方法で家庭・子どもを支援することができている。 | |
| 80 | 地域における学習支援 | 生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。 | ・生活保護、準要保護世帯の中学生が対象。 ・市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保。 ・概ね生徒3名に対し1名の学習支援員。 | 社会福祉課 | 継続実施 | 参加者65名 | B | 生活困窮者の世帯では、自宅で学習時間を確保することが困難な場合が散見されるため、週2回の学習時間を確保することにより、成績及び学習意欲の向上に一定の成果があった。 | ・出席率が低下している。 ・夜間での実施のため、会場までの送迎ができない世帯が多い。 |
| | | | ・NPO法人に委託し、市内1か所で実施 ・養育放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、支援のひとつとして宿題等の学習支援を行う | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | | ・実施個所2か所 ・利用人数 42名 (小学生28人 中学生14名) ・延べ利用日数 1,977日) 支援内容 ①基本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習慣の習得 ③宿題等の学習支援 ④保護者の養育相談・悩み相談 ⑤居場所と対象家庭等及び学校等の送迎支援 ⑥児童の自立に向けた支援 ⑦その他養護に欠ける物を補うための支援 | A | 生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行っており、家庭生活の補完という点で重要な役割を果たしている。子どもたちにも明るさや積極性が見られるようになり、その変化が保護者の就労意欲や生活改善への意欲につながっている。 | 目に見える結果の支援を期待しがちだが個々に必要な支援が異なるので、それを見極めて対応することが必要である。また、児童にかかわる大人(指導員)の質、力量を高めていくのも必要である。 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------|---|-------------------------------------|-------|------|--|---|--|--|
| 81 | 就学援助 | 経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。 | 給食費、学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費を支給。 | 学校教育課 | 継続実施 | ・準要保護者認定人数累計:1,083人(小学校・義務教育学校前期課程:705人、中学校・義務教育学校後期課程:378人) ・特別支援教育就学奨励費認定人数:274人(小学校・義務教育学校前期課程208人、中学校・義務教育学校後期課程:66人) | A | 経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる恐れのある児童生徒の未然防止に成果があった。 | 援助が必要な世帯に適切な援助が行えるよう、更なる周知徹底を図っていく。 |
| 82 | 奨学金貸与事業 | 能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。 | 奨学資金の貸与及び給付 | 教育総務課 | 継続実施 | ○給付(国内進学) ・応募 6人 ・決定 5人(大学5人) ○給付(医療系・福祉系・保育系) ・応募 1人 ・決定 1人(大学1人) ○貸与(国内) ・応募 14人 ・決定 14人(大学9人、短大1人、専門2人、高校2人) ○貸与(海外) ・応募 1人 ・決定 1人 | A | ・奨学資金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができた。 ・返還が滞っている者に対し、電話催告や臨戸訪問を行い、返還につなげることができた。(次の奨学生への資金確保) ・貸与資金の財源確保のため、新たに寄附制度を設け、市内商工会に対し説明し、理解を求めた。 | 課題 ・大学無償化制度開始により、応募者が半減したものの、貸与資金が不足傾向にあり、更なる財源確保に取り組む必要がある。 今後の改善点 ・市内企業などに寄附制度をPRLし、財源確保に努める。 |

(2)生活の支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|---------------|--|-------------------------|---------------------------|----------------------------|---|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 83 | ひとり親家庭の自立支援 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立支援に向けた様々な相談を行っています。さらに、自立に向けては、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら支援にあたっています。 | 生活困窮者自立相談支援事業(調整会議への参加) | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | 母子父子自立支援員への自立支援計画策定依頼者数 1人(平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、社会福祉協議会が窓口となり生活困窮者自立相談支援事業を行っている。社会福祉協議会が事務局となり、母子父子自立支援員を含めた関係機関と生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を行っている。) | B | 平成30年度は、依頼者0人であったが、令和元年度については、1名の依頼があった。 | 生活困窮者自立相談支援事業は平成27年度から始まった事業のため、より効果的な支援計画の策定や方法を模索する必要がある。社会福祉協議会との連携を密に行う。 制度の周知を図る。 ※事業ではないため第1期をもって廃止、第2期では目標化。 |
| 84 | 貧困家庭に対する保育の確保 | 保育所に入所する児童を選考する場合には、生活保護受給者及びひとり親家庭を保育所の入所の必要性が高いものとして、優先的に入所できるよう配慮しています。また、子育てと就労の両立を図るために、延長保育、一時保育(一時預かり)、休日保育、ファミリーサポートセンター事業といった子育て支援サービスを提供しています。 | 各種利用料金の減免規定の設定 | 保育課 | 継続実施 | 保育園等への入園選考において、対象の家庭に対し、加点をつけ選考を行った | A | 加点することで、他の家庭より優先的に入所しやすい環境が整った。 | 継続実施 |

| | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|---|--|-----------------------|------|--|---|--|--|
| 85 | 那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会(ひとり親の交流促進事業) | 那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会は市社会福祉協議会が事務局となり、ひとり親家庭や寡婦家庭等、同じ境遇の人が交流し、親睦を深め、生活の向上を図るための活動を行っています。また、ひとり親家庭の学習支援の事業も行っています。 母子父子自立支援員が、同連合会主催の交流行事に参加するなどし、ひとり親家庭の相談、支援案内やひとり親家庭の状況把握を行っています、 | ・母子父子自立支援員による相談業務 ・那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会主催行事への母子父子自立支援員の派遣 ・那須塩原市母子寡婦福祉連合会事業の周知 | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | 那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会主催の総会、母子部交流会、新年会に母子・父子自立支援員が参加し、会員との交流を図った。 | A | 母子・父子自立支援員は相談内容によって、那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会への入会の案内を行っている。また、ひとり親家庭福祉連合会主催の行事に相談員が参加し、ひとり親の相談、支援案内等を行い、ひとり親家庭の状況把握に努め、支援を行うことができた。 | 那須塩原市母子寡婦福祉連合会は社会福祉協議会が事務局となって運営している団体ではあるが、引き続き市としても連合会加入案内・PRに努める。 |
| 86 | 住宅支援 | ひとり親家庭を対象とした母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のメニューにある住宅資金(住居の建築等の建築に必要な資金)や転宅資金(住居の転居に必要な資金)の貸し付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行っています。また、生活困窮者においては住宅支援給付金を給付し、住宅支援を行っています。 ひとり親家庭には、県営住宅や市営住宅の入居者選考における優遇制度が設けられています。 | ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・社会福祉課、社会福祉協議会との連携 | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | ・住宅資金貸付決定者数 0人 ・転宅資金貸付決定者数 0人 ※福祉資金の貸付該当者でない場合にも、住宅支援について相談があった場合には、各担当課や社会福祉協議会と連携を図り、支援を行った。 | C | 住宅資金、転宅資金については、母子・父子自立支援員が相談を受け付けているおり、今年度は住宅資金貸付がなかった。 | 住宅資金や転宅資金の貸付相談はあるが、申請の時期が遅いなど、貸し付けの要件を満たさない場合がある。貸付制度の周知を強化する必要がある。 |

(3) 保護者に対する就労の支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|--------------|---|---|-----------------------|----------------------------|--|----|--|---|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 87 | ひとり親家庭等の就労支援 | ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。(再掲)また、児童扶養手当受給者に対しては、この実態に応じた就労支援プログラムを策定することで、就労を軸とした自立支援を図っています。 | 母子父子自立支援プログラム策定事業の実施 | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 19人 | A | 母子・父子自立支援プログラム策定事業申込者の中からハローワークと連携して、19名の就労支援を行うことができた。 | 児童扶養手当現況届受付会場等で、母子・父子自立支援プログラム策定事業の申込受付や就労支援に関する事業の制度案内を行うなど、効果的な周知方法を模索しながら周知の徹底を図る。 |
| 88 | 親の学び直しの支援 | ひとり親家庭の父または母を対象とした自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しないものを対象に、特定の教育訓練を受講し、終了した場合、経費の60%が支給される自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。 また、看護師や介護福祉士等特定の資格を取得するために、1年以上養成機関で就業する場合、就業期間の負担の軽減を図るため促進費や一時金が支給される高等職業訓練促進費等事業を実施しています。 | ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施 | 子育て支援課(子ども・子育て総合センター) | 利用者 6人 | ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 2人 ・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 2人 | B | 平成28年度から高等職業訓練促進給付金事業の給付期間を2年から3年に延長するなど制度の充実を図った。令和元年度は1人が養成機関の修業を終え、取得した資格を生かして就労し、自立につながった。 | 利用者の増加を図るためには、利用者の声などをホームページやひとり親サポートガイドブックに掲載するなど、効果のある周知方法を模索しながら、周知の徹底を図る。 |

(4) 経済的支援

| No. | 事業・取組名 | 事業・取組内容 | 具体的な施策 | 所管課 | 第1期計画最終年度 令和元(2019)年度目標 | 令和元(2019)年度実績 | 評価 | | 課題・今後の改善点 |
|-----|--------------|--|---|---------------------------|----------------------------|--|----|---|-----------------------------|
| | | | | | | | 区分 | 評価の理由 | |
| 89 | 児童扶養手当の制度改正 | 児童扶養手当は、父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。 平成22年8月には、支給対象が父子家庭にも広がりました。さらに平成26年12月には、児童扶養手当と公的年金の併給調整(公的年金を受給している場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合その差額を支給)が行われました。 | ひとり親家庭の保護者に対して児童扶養手当を支給する。 | 子育て支援課 | 継続実施 | 児童扶養手当 受給資格者 1,297人 手当支給額 706,032,430円 | A | 児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しており、子どもの福祉の増進につながっている。 | 今後も取組を継続する。 |
| 90 | 福祉資金の貸付制度の活用 | 県の資金貸付制度として、ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、母子・父子・寡婦福祉資金があります。事業、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸し付けができます。平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となりました。また、市社会福祉協議会の資金貸付制度として、他の資金から借入れが困難な低所得者、障害者、高齢者を対象とした生活福祉資金があります。世帯の経済的自立と在宅福祉の促進を図り、安定した生活を送ることを目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金といった種類の貸付金があります。 母子・父子自立支援員が相談を受け、貸付金制度を利用し、ひとり親家庭や低所得者の支援に努めています。 | ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業制度の周知 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | 福祉資金貸付決定者件数26件 | A | 母子・父子自立支援員が相談を受け付け、必要とする人に貸付金制度の案内・申請受付を行った。ひとり親家庭に貸付を行うことにより、生活の安定を図ることができた。 那須塩原市ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックに制度案内を掲載し、児童扶養手当現況届会場に設置するなど、制度の周知強化を図ることができた。 | 貸付金制度の周知の徹底を図る。 |
| 91 | 養育費の確保に関する支援 | 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことです。 養育費の相談は、婦人相談員が離婚相談の中で対応しています。 | ・母子父子自立支援員兼婦人相談員の養育費に関する研修への参加 ・離婚相談者への養育費に関する情報提供 | 子育て支援課 (子ども・子育て総合センター) | 継続実施 | ・婦人相談員の養育費に関する研修参加回数 3回 ・離婚相談件数 26件(526回) | A | 養育費に関する研修に積極的に参加し、相談員の資質向上につながった。離婚相談者へ養育費に関する情報提供を行い、支援につながった。 | 相談窓口の周知徹底と関係機関との連携強化が必要である。 |